

議事日程 (3)

令和7年12月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第58号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第59号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第60号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第61号 芦屋町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第5 議案第62号 芦屋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第6 議案第63号 芦屋町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第7 議案第64号 芦屋町総合運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第65号 指定管理者の指定について
- 第9 議案第66号 芦屋町の公共下水道事業に係る事務の委託及び代替執行に関する規約の制定について
- 第10 議案第67号 令和7年度芦屋町一般会計補正予算 (第3号)
- 第11 議案第68号 令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)
- 第12 議案第69号 令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第2号)
- 第13 議案第70号 令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)
- 第14 議案第71号 令和7年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)
- 追加日程第1 許可第4号 中西智昭議員の議会広報常任委員の辞任
- 追加日程第2 許可第5号 常任委員の選任

【出席議員】 (12名)

1番 長島 毅 2番 原崎 功典 3番 守田 政孝 4番 田中 太
5番 香田 一之 6番 中西 智昭 7番 本田 浩 8番 松岡 泉

9番 内海 猛年

10番 妹川 征男

11番 川上 誠一

12番 辻本 一夫

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代

書記 岡本 賢治

書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町 長	貝掛俊之	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前 10 時 00 分開議

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、着席願います。

ただいまより、本日の会議を開きます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。日程第 1、議案第 58 号から、日程第 13、議案第 70 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 内海 猛年君

報告第 14 号、令和 7 年 12 月 16 日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、内海猛年。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 58 号、満場一致、原案可決。

議案第 59 号、賛成多数、原案可決。

議案第 66 号、満場一致、原案可決。

議案第 67 号、賛成多数、原案可決。

議案第 68 号、満場一致、原案可決。

議案第 70 号、満場一致、原案可決。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員長 中西 智昭君

報告第 15 号、令和 7 年 12 月 17 日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、中西智昭。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第60号、満場一致、原案可決。

議案第61号、賛成多数、原案可決。

議案第62号、賛成多数、原案可決。

議案第63号、満場一致、原案可決。

議案第64号、満場一致、原案可決。

議案第65号、満場一致、原案可決。

議案第67号、満場一致、原案可決。

議案第69号、満場一致、原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第58号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第58号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第58号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第2、議案第59号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第59号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。もう一度とります。採決を行います。

原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第59号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第3、議案第60号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第60号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第60号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第4、議案第61号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第61号並びに第62号は関連しますので、これら2つの議案に対する、反対の立場で討論をいたします。

本条例はいわゆる、こども誰でも通園制度の、来年4月からの実施に向けたものです。国は、こども誰でも通園制度は、全てのこどもたちの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備す

るとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付としており、その理念は否定するものではありません。

しかしながら、国が示している内容も、町が上程した本議案も、この理念を実現しうるものではないと考えます。

反対する第1の理由は、現在示されている内容では、保育と言えないからです。月10時間の預かりでは、保育者と乳幼児の関わりがあまりにも薄く、保護者のリフレッシュにはなりません、それは一時保育事業で十分その役割を果たせます。短い預かり時間では、通常の保育で行われているこどもの発達保障まで行うことはできません。成育環境を整備するのであるのなら、町は子ども誰でも通園ではなく、一時保育事業や病児・病後児保育の拡充、町では実施されていない休日保育の実施などに、力を入れるべきです。

第2の理由は、町の保育の質を下げ、こどもの安全を脅かすことにもつながりかねないからです。条例案の第22条の2では、国家資格を持つ保育士は、職員の半分以上でよいとなっています。認可保育所の職員配置基準と比較して、この制度では、資格を持たない支援従事者が半分以上を占める可能性があり、保育の質が低下する恐れがあります。特にゼロ歳児と1歳児に重大な事故が多く、月10時間という慣れない時間での、預かりリスクが懸念されます。モデル事業が行われた施設の保育関係者からは、子ども誰でも通園制度には、3歳未満の子どもに必要な周囲の大人による丁寧な支えと関わりという視点がなく、問題であるとの声があがっています。

第3に公的責任が後退する問題です。子ども誰でも通園制度では、利用者と事業者の直接の契約となり、自治体による利用調整はありません。町の公的責任が曖昧になることが考えられます。条例第28条では、苦情対応が示されていますが、来年4月からの本格実施では、町の関与が利用状況の確認と給付費の支払いのみとなり、指導監督や事故対応の責任の所在が不明確になることが懸念されます。また財源の問題では、財源の一部を公的医療保険料に上乗せ徴収する、子ども・子育て支援制度には、低所得者や高齢者の負担が大きくなり、格差を拡大させるものです。

最後に、国が言う全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するなら、本事業を実施しなくても、保護者の状況にかかわらず保育所に入所できるよう、保育の自由を変更すればいいだけです。たとえ保護者が働いていなくても希望する、あるいは必要がある全ての子どもに保育を提供することこそ、真に子どもまんなかな児童福祉施策といえます。

以上のことから、本議案に反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第61号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第61号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第62号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第62号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第62号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第63号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第63号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第63号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第64号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第64号について、委員長報告のとおり原案を可決することに

賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第64号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第65号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第65号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第65号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第66号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第66号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第66号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第10、議案第67号の討論を許します。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

議案第67号、令和7年度芦屋町一般会計補正予算に反対討論として参加します。

芦屋港活性化推進費として、浮棧橋上水道口径別納付金として80万8,000円が計上されています。これは、芦屋町が係留施設と魚釣施設について管理運営を行うため、170曹相当の係留船を洗浄するための水道料金とされています。

令和2年9月30日には、芦屋港の管理運営に係る基本協定を、当時の小川知事と波多野町長が締結していましたが、その基本協定を基にして、令和6年9月の芦屋町議会で、町は、福岡県

と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約を上程し、芦屋町議会は賛成多数で可決してしまったことに由来するものです。

町としては、この事務の委託に関する規約の可否に基づき、芦屋港の管理運営は、県が行うのではなく町が行うことになることから、芦屋港活性化推進室としては係留船を洗浄するための水道料金を計上することは、当然のことでしょう。

しかし、芦屋港の港湾施設は県有財産であり、管理権限は福岡県にあることから、管理運営は、鳥取港のように県が直営で行うべきではなかったでしょうか。仮に町が事務委託を受けたとしても、県は管理運営の権限を町に移すだけでなく、事務委託の経費を町に交付するために、事務の管理及び執行に要する経費は福岡県の負担とし、福岡県はあらかじめ芦屋町に交付するものとする、という条項をなぜ設けなかったのか。一方町は、その条項を設けるよう、なぜ要請しなかったのか、不可解であり、非常に疑問に感じています。

ちなみに、今議会で提案されている議案第66号の芦屋町の公共下水道事業に係る事務の委託及び代替執行に関する規約制定の条文には、経費の負担として第5条に、委託事務及び代替執行事務の管理及び執行に要する経費は芦屋町の負担とし、芦屋町はあらかじめ北九州市に交付するものとする、とあります。これこそ、まともな条文ではなかったでしょうか。

両者を比較してみて、このような不完全な基本協定を締結したのち、事務の委託に関する規約を議会が可決したことは、チェック機能を果たせなかった我が芦屋町議会の汚点であったという思いが、私にあります。

浜口、高浜、祇園町の住民の皆さんは、西川に係留する不法係留船の騒音、散乱するごみ、また豪雨による係留船の流出による被害を心配する声は、私だけでなく多くの方が日頃より聞いてると思います。町民も執行部も議会も長きにわたって、解決策を模索してきた経緯があります。

私は、西川、遠賀川下流に係留する不法係留船を、芦屋港港湾内に係留するための、係留施設を設置することに反対しているわけではありません。むしろ遅きに失した計画であったと考える立場であり、私が反対する理由は、芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約の基、管理運営を町が行うことに反対しているのです。

私は、本議会で、一般質問で述べたように、この基本協定締結と事務の委託に関する規約は、芦屋港活性化基本計画の内容をないがしろにしたものであり、議会や町民を愚弄するものであり、許されるものではない。また、県の係留施設計画に、町がそれに便乗してレジャー港化を計画したことが、そもそものボタンの掛け違いであったと述べました。この掛け違いによって、本来は県が行うべき係留船の洗浄のための水道料金を、町が負担するため補正予算を計上するに至ったことは、ツケが回ってきたあかしではないでしょうか。

よって、この補正予算に反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第67号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第67号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第11、議案第68号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第68号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第68号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第12、議案第69号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第69号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第69号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第13、議案第70号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第70号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第70号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の審査について、それぞれの再付託の申出が 있습니다。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

日程第14、議案第71号を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 貝掛 俊之君

本日追加提案しております補正予算議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第71号の令和7年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,000万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出につきましては、町独自の物価高騰対策支援策として実施することとしていた、生活応援商品券発行事業に、政府の重点支援地方交付金を活用する予定とし、町民1人当たり1万円の商品券の配布を、1万5,000円に増額するため、事業に係る経費を増額計上しています。また、生活応援商品券発行事業の増額に伴い、繰越明許費を変更しています。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

日程第14、議案第71号についての質疑を許します。

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案、川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

はい。

○議長 辻本 一夫君

川上議員、民文付託なんで。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第71号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第14、議案第71号については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時25分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

お諮りします。日程第14、議案第71号については、民生文教常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員長 中西 智昭君

報告いたします。

報告第16号、令和7年12月19日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委

員長、中西智昭。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第71号、満場一致、原案可決。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を打ち切ります。終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第14、議案第71号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、議案第71号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第71号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 辻本 一夫君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。許可第4号、中西智昭議員の議会広報常任委員の辞任及び許可第5号、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

追加日程第1. 許可第4号

○議長 辻本 一夫君

これよりタブレットにて、追加議案日程を配布します。

入りましたかね。

それでは、追加日程第1、許可第4号、中西智昭議員の議会広報常任委員の辞任を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中西議員は除斥となりますので、退場を求めます。

[6番 中西 智昭君 退場]

○議長 辻本 一夫君

12月15日、中西議員より、議会広報常任委員を辞任したいとの申出がっております。

お諮りします。本件は申出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、中西議員の議会広報常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

中西議員の入場を求めます。

[6番 中西 智昭君 入場]

追加日程第2. 許可第5号

○議長 辻本 一夫君

次に、追加日程第2、許可第5号、常任委員の選任を行います。

お諮りします。中西議員の委員の辞任に伴ない、欠員のある議会広報常任委員会の、委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、原崎功典議員を指名したいと思いますが御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第1. 議席の指定及び変更

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和7年第4回芦屋町議会定例会を閉会します。
起立、礼。お疲れ様でした。

午前11時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員